

# 6月 定例議会

平成22年6月定例議会は、6月1日に開会し、正・副議長選挙が行われ、議長に青木久男氏、副議長に矢部松男氏が就任しました。

本会は平成22年度一般会計補正予算など町長提出議案16件（他1件を撤回）、議員提出議案1件を可決、請願1件を採択し、6月15日閉会しました。

## 主な町長提出議案

専決処分の承認を求めることについて「地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、翌4月1日から一部施行されることに伴い、緊急に伊奈町税条例

ならびに伊奈町国民健康保険税条例を改正する必要が生じたため、平成22年3月31日にそれぞれ条例の一部を改正する条例を専決処分したので、承認を求めたものです。

工事請負契約の締結について

町立小針小学校体育館・プール改築建築工事

小川工業株式会社さいたま営業所

4億218万4,650円  
工事請負契約の締結について

町立小針小学校体育館・プール改築電気設備工事

島村電業株式会社

4,731万1,320円  
工事請負契約の締結について

町立小針小学校体育館・プール改築機械設備工事

積田冷熱工事株式会社

4,023万750円  
工事請負契約の締結について

町立南小学校校舎耐震補強工事（第1期）

株式会社江田組

7,660万8千円  
平成22年度伊奈町一般会計補正予算（第1号）

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ565万円を追加し、予算総額を108億3,665万円とするものです。

町の区域を新たに画することに伴う関係条例の整理に関する条例

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業の換地処分に伴い町名地番が変更となるため、関係条例の住所等の改正をします。

伊奈町職員の育児休業等に関する条例及び伊奈町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条

例「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）等が改正されたため、それに伴い所要の改正をするものです。

伊奈町児童館条例の一部を改正する条例

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、伊奈町児童館に指定管理者制度の導入を可能にするため、改正をします。

財産の取得について「町営住宅建物およびその附帯施設を1億8,006万6,650円で取得するものです。

契約の相手方 埼玉県住宅供給公社

町道路線の認定について「小室字荒久10049番1地先から小室字荒久100050番1地先までを新たに町道として認定するものです。

町道路線の廃止について「大針字大里1214番1地先

## 人権擁護委員に感謝状

人権擁護局長感謝状

永田康子氏（丸山）

全国人権擁護委員会会長

表彰

市川勝久氏（丸山）

関東人権擁護委員会会長

表彰

齋藤ミツ子氏（羽貫）

## 旭日章を受章

故 内田昌治氏（小針内宿）



内田氏は、昭和38年5月に伊奈町議会議員に当選し、連続4期16年の長きにわたり地方自治の振興発展に尽力されました。このたびの受章は、その顕著な功績が認められたものです。

## 議長・副議長再任

6月定例会初日に、議長・副議長選挙が行われ、再任されました。

青木久男議長



青木久男氏（62歳）は、町議当選3回、議長、副議長、文教民生常任委員長、建設産業常任委員長などを歴任されています。

矢部松男副議長



矢部松男氏（61歳）は、町議当選3回、副議長、文教民生常任委員長、決算特別委員長、小学校建設特別委員長などを歴任されています。

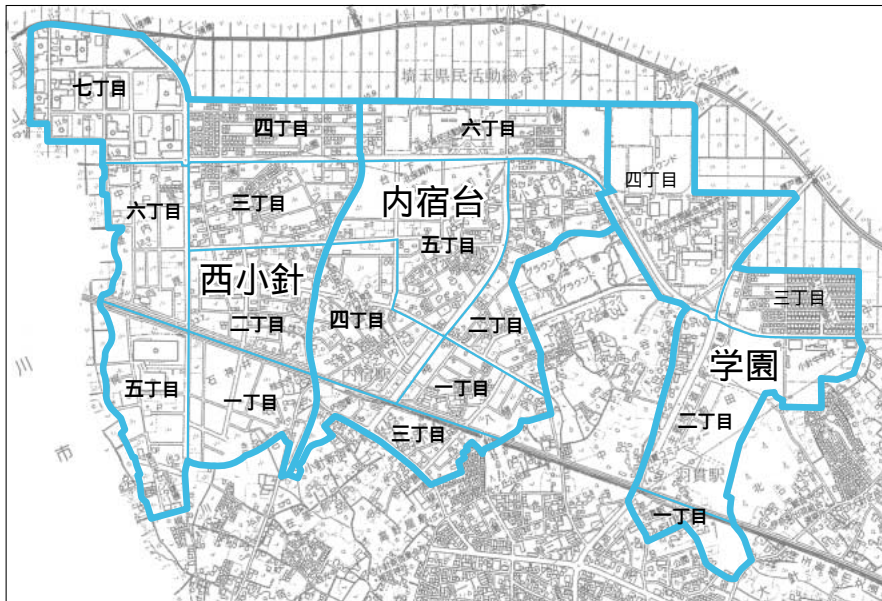
# 新しい町名 学園・内宿台・西小針に変わります

7月17日に町名地番が変更となります

町の北部地域で行われている埼玉県施行の区画整理事業の換地処分に伴い、大針・羽貫・小針新宿・小針内宿の一

部が、7月17日(土)から「学園・内宿台・西小針」に変更となります。

北部区画整理事業地内にいらっしゃる方々や事業所等を設置している法人や会社等におかれましては、住所や所在地



等、関連する事項の変更手続きなどが必要となります。

該当地域の皆様には、各種手続きについて各自で行っていただくこともありますので、ご了承ください。

## 町名地番変更 証明書について

「町名地番変更証明書」は、皆様に住所変更の手続きをしていただくための証明書です。7月16日現在で対象区域内に住民登録をしている世帯主あてに、換地処分後、3部お送りします。また、7月20日(火)以降に役場住民課、県民活動総合センター出張所およびふれあい活動センター(ゆめくる)出張所において証明書を無料で発行します。

## 所在地変更通知書 (証明書)について

対象区域内に事業所等を設置している法人におかれましては、法人に関する所在地変更等の手続きをしていただくために、「所在地変更通知書」を5月末日から6月にかけて

3部送付させていただきますが、この通知書は町名地番変更後に証明書として活用することができます。

なお、この通知書が不足する場合は、7月20日(火)から12月28日(火)まで役場税務課にて無料で発行します。

企画課政策企画担当(内)  
2215・2216

7月17日(土)は、役場出張所をお休みさせていただきます

ふれあい活動センター出張所および県民活動総合センター出張所では、北部地域の区画整理事業の換地処分に伴う住民基本台帳等の整備のため、7月17日(土)の業務をお休みさせていただきます。

なお、前記の両センターは、役場出張所を除き、通常通り開館しています。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

④ 住民課住民係 2113

## 町の公共施設所在地一覧

新たな町名地番になることに伴い、町の公共施設が次のとおり変更となります。

施設名	変更前所在地	変更後所在地
パブリックルーム	大針1125番地1	学園二丁目188番地1
小針中学校	大針1310番地	学園二丁目207番地
小針北小学校	小針内宿472番地	内宿台五丁目214番地1
小針北第二児童クラブ		
小針北第一児童クラブ	小針内宿1538番地	内宿台五丁目214番地3
北保育所		
子育て支援センター		
心身障害児通園施設	小針内宿1482番地	内宿台五丁目312番地1
北部安心安全ステーション		
県民活動総合センター出張所	小針内宿1600番地	内宿台六丁目26番地